

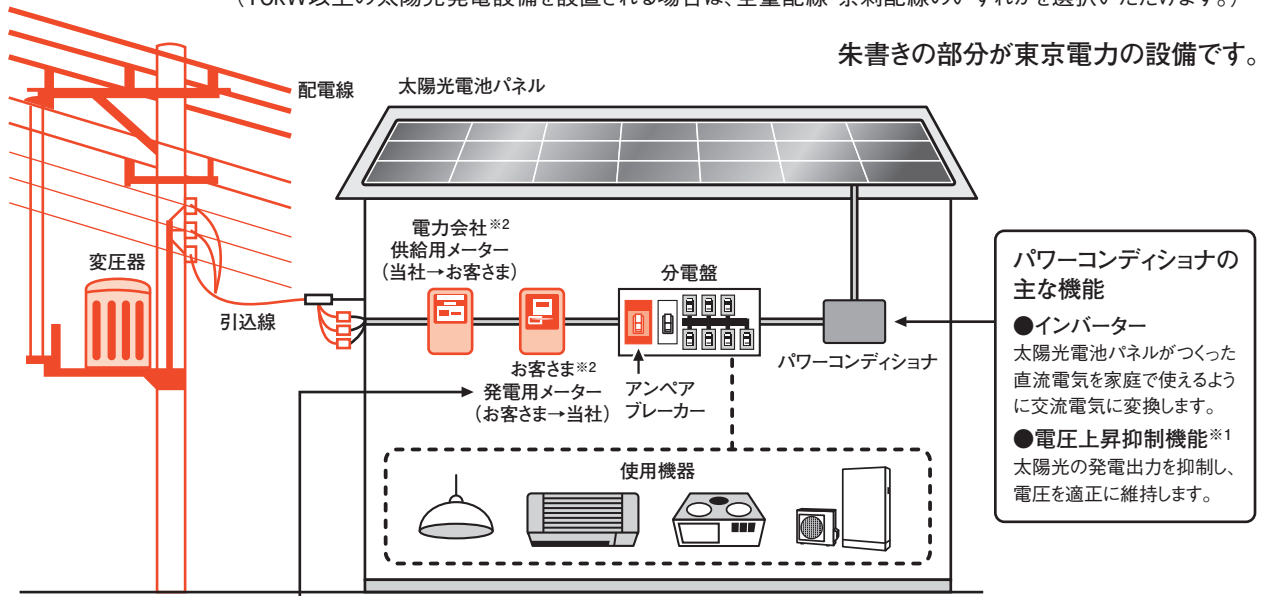
太陽光発電設備の施設例

お客さまが設置された太陽光発電設備から発生する電力を電力会社にお売りいただく配線方式には、「余剰配線」と「全量配線」があります。
ここでは、それぞれの施設例についてご紹介いたします。

余剰配線の場合

お客さまが設置された太陽光発電設備より発電した電力から、自家消費した分を差し引いた余りの電力(=余剰電力)を電力会社へお売りいただく配線方式をいい、10kW未満の太陽光発電設備を設置される場合に適用されます。

(10kW以上の太陽光発電設備を設置される場合は、全量配線・余剰配線のいずれかを選択いただけます。)

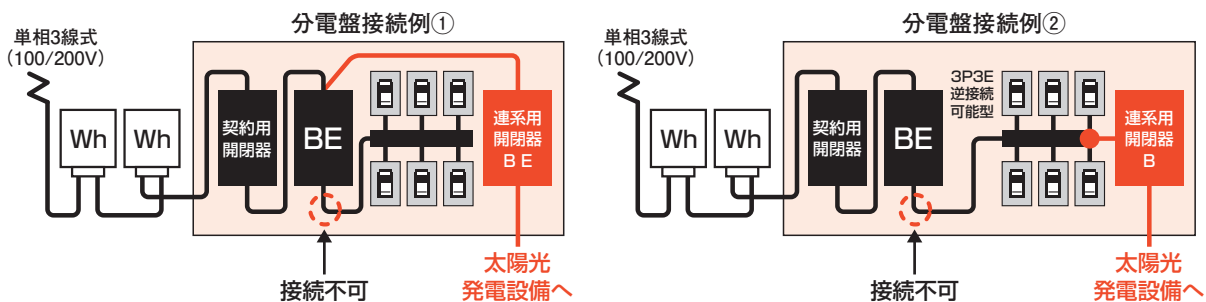


余剰電力を東京電力に売電するために必要となるメーターは、東京電力の所有とし、お客さまのご負担により、東京電力で取り付けるものといたします。

- ※1 太陽光発電設備には、お客さまおよび他のお客さまに影響を与えないようにするため電圧上昇抑制機能が設置されており、電力系統の状態によっては発電出力が抑制されることがあります。この抑制による売電量の減少などについては、当社は補償いたしかねます。
- ※2 ① 通行に支障とならず、現在・将来にわたり、検針、保守および調査(検査)などに困難となるおそれがない露出場所に取り付けできるように位置の選定をお願いします。
- ② 屋外に取り付ける場合は、引込線取付点と引込口との間で、地表上1.8m以上、2.2m以下の高さに取り付けできるように位置の選定をお願いします。

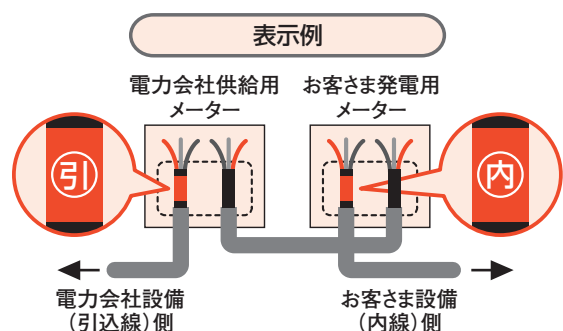
■太陽光発電設備(余剰配線)の接続例

- 太陽光発電設備の接続箇所は、契約用開閉器(アンペアブレーカー、主開閉器など)より負荷側としてください。
(注)太陽光発電設備をBE(過電流保護機能付き漏電遮断器)の直後(下図の○の部分)に接続すると、分電盤に定格以上の電流が流れるおそれがありますので、そのような接続は行わないでください。



■メーター付近の配線について

- 電力会社供給用メーターを当社設備(引込線)側に設置いたしますので、いんべい配線など目視による配線の確認が困難な場合には、引込線側、内線側が判別できるように「引」、「内」などの表示をお願いします。
- メーターの取付位置は、検針および工事が容易な場所としてください。検針などに支障がある場合、当社のメーター取付工事を中止し、改修をお願いする場合があります。

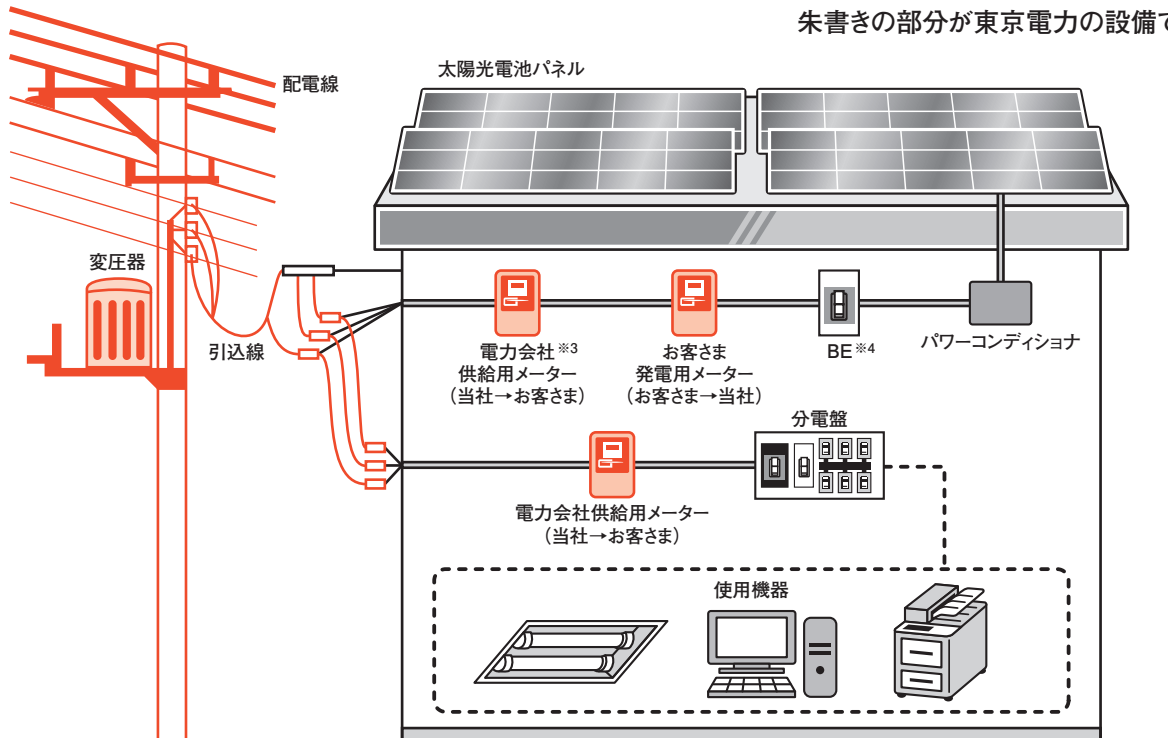


**全量配線
の場合**

発電された電力を屋内などの電力消費に充てず、直接電力会社へお売りいただく配線方式をいい、10kW以上の太陽光発電設備を設置される場合に選択できます。

なお、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則」に定める複数太陽光発電設備設置事業(いわゆる「屋根貸し事業」)を営む方が認定を受けた太陽光発電設備(10kW未満)は、10kW以上とみなされ、全量配線でお売りいただくことになります。

朱書きの部分が東京電力の設備です。



※3 以下の場合には、原則として、当メーターを設置いたしません。

- パワーコンディショナなどが定額電灯のご契約の場合
- 三相200Vのパワーコンディショナを設置し、低圧電力としてご契約いただき、かつ、契約電力が発電出力と比較して著しく小さい場合

※4 過電流保護機能付き漏電遮断器

■太陽光発電設備(全量配線)の接続例(パワーコンディショナなどが定額電灯契約の場合)

- いんぺい配線など目視による配線の確認が困難な場合には、引込線側、内線側が判別できるように、**引**、**内**などの表示をお願いします。
- メーターの取付位置は、検針および工事が容易な場所としてください。検針などに支障がある場合、当社のメーター取付工事を中止し、改修をお願いする場合があります。

